

平成26年4月1日

平成31年4月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和6年3月31日一部改正

特定地域バス路線維持費補助金交付基準

補助金の名称	特定地域バス路線維持費補助金
補助金の交付目的	小中学校へ通学する児童生徒の利用するバス路線を維持するために必要な経費に対して補助することにより、児童及び生徒の通学手段を確保する。
補助金の交付対象者	路線バス運行会社
補助対象経費	路線バス維持のための経常経費
補助金の額及びその算定方法又は補助率	経常経費－経常収益 ※算定方法の詳細については別紙による
補助金交付事業の開始時期	昭和53年度
補助金交付事業の終了時期	令和11年3月31日
様式	特定地域バス路線維持費補助金交付申請書（様式第1号） 添付書類 運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表 一般乗合旅客自動車運送事業による経費削減報告書 路線図 特定地域バス路線維持費補助金交付決定および額の確定通知書 （様式第2号） 特定地域バス路線維持費補助金交付請求書（様式第3号）
担当部署	大津市教育委員会学校教育課

<別紙>

特定地域バス路線維持費補助金交付基準で定める経常経費の算定については、様式1の第5項による「実車走行キロ」（以下「実車走行キロ」とする。）に様式1による「補助対象経常経費」（以下「補助対象経常経費」とする。）を乗じるものとする。

また経常収益の算定については、当該補助金の交付対象となる運行系統の補助対象期間における運送収入、運送雑収、及び営業外収益を合算するものとする。

用語の定義については、以下のとおりとする。

(1) 補助対象期間 この基準による特定地域バス路線維持費補助金の交付を受けようとする年度の前年10月1日から当該補助金を受けようとする年度の9月30日までの1年間をいう。ただし、市長が認める場合は、異なる期間を定めることが出来る。

(2) 実車走行キロ

①堅田葛川線

補助金の交付対象となる運行系統（運行系統の一部区間のみが対象となる場合にあっては、当該区間。以下同じ。）の補助対象期間における実車走行距離に回送走行距離を加えた距離とする。

②和邇栗原線

補助金の交付対象となる運行系統の補助対象期間における実車走行距離とする。

(3) 補助対象経常経費

①堅田葛川線

令和2年10月1日から令和3年度3月31日までの期間にかかる補助対象経常経費については、様式1による「キロ当たり標準経常費用」（以下「キロ当たり標準経常費用」とする。）の額とする。

令和3年4月1日以降については、様式1による「実車走行キロ1km当たり経常費用」（以下「実車走行キロ1km当たり経常費用」とする。）の額に「キロ当たり標準経常費用」の額を加算した額の2分の1に相当する額（「キロ当たり標準経常費用」が「実車走行キロ1km当たり経常費用」を超える額である場合にあっては「実車走行キロ1km当たり経常費用」）とする。

②和邇栗原線

令和3年3月13日以降の補助対象経常経費については、「実車走行キロ1km当たり経常費用」の額とする。